

# はもりあ

「はもりあ」とは造語で、女性と男性の協働という素敵な“ハーモニー”が奏でられる“中核エリア”という意味です。

2006年10月に公募で決定した男女共同参画センターの愛称です。

2012年6月発行

今月から、いよいよ今年度の講座がスタートします。第1弾として、男性向け料理教室「はじめての台所」が、6月2日(土)、16日(土)、30日(土)に行われます。家庭生活に関わる第一歩として、料理を通じた男性の生活、自活能力を高める目的で企画しました。料理初心者の男性が対象の講座です。受講者の奮闘振りは、またご報告します。お楽しみに！

## 平成24年度 第1回 登録グループのつどいを開催しました

5月12日(土) はもりあ四日市ミーティングフロアで、登録グループ61中22グループから30名のご参加頂き、コーヒーや紅茶を飲みながら和やかな雰囲気の中で開催されました。昨年度のさんかくカレッジの報告後、今年度の事業計画について話し合い、さんかくカレッジ2012、はもりあフェスタ(仮称)の開催が決定しました。登録グループの皆さんのご応募をお待ちしております。



<登録グループのつどいの様子>

## さんかくカレッジ・ワークショップ参加団体募集中!

**「さんかくカレッジ2012」  
市民企画講座**

はもりあ四日市では、男女共同参画の視点で取り組むべき課題を広く市民と行政が共有すること、市民の皆さんが講座の企画・運営に携わることにより男女共同参画への一層の理解と関心を高めていただくこと、市民グループとしての自主活動能力の向上を目指すことを目的に、登録グループの皆さんから、講座の企画を募集いたします。

対象：はもりあ四日市の登録グループ  
募集数：4企画(講座回数は自由ですが、3回以上の連続講座とします)  
募集期間：6月20日(水)必着  
実施期間：平成24年10月～平成25年2月末まで  
委託料：上限15万円  
その他：プレゼンテーションは7月3日(火)です。  
応募グループは、必ずご出席ください。

**はもりあフェスタ(仮称)開催日決定!**

平成25年2月8日(金)～10日(日)  
の3日間に決まりました。

登録グループ間の交流や、男女共同参画について考えるきっかけづくりのイベントとして開催します。事業の企画運営は、登録グループと行政とで組織する企画運営委員会で協働で行います。昨年度実施した「はもりあ四日市15周年記念事業」の企画運営委員会による総括及び登録グループのつどいにおいて、各グループからいただいたご意見もふまえ決定いたしました。

現在、**ワークショップ参加団体**を募集中です。

対象：はもりあ四日市の登録グループ  
募集数：12企画程度  
募集期間：8月10日(金)必着  
実施期間：平成25年2月8日(金)～10日(日)  
委託料：上限25,000円

・・・どちらも詳しい内容や問合せ、ご相談は・・・

はもりあ四日市 TEL 354-8331 FAX 354-8339 まで



## 「四日市市職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」 結果がまとまりました。

平成23年度の男女共同参画にかかる調査研究委託事業として、NPO法人市民社会研究所が「市役所職員のワーク・ライフ・バランス（以下WLB）に関する意識調査」を行いました。

市では「男女共同参画プランよっかいち」の中で「WLBの促進」を重点課題として掲げて取り組みを進めていますが、市役所が一事業所として、市民の模範として率先実行することが重要であるとの認識から、市役所職員の意識を把握し、その課題を整理して今後の取り組みの基礎資料とすることを目的に実施しました。

今回の調査は、市役所職員を対象に、育児・介護に関して休暇の取得等に関する意識、地域活動についての意識、WLBについての意識、認知度、必要な取り組みについて調べました。

ここでは、育児・介護休暇の取得等についての主な結果を報告します。

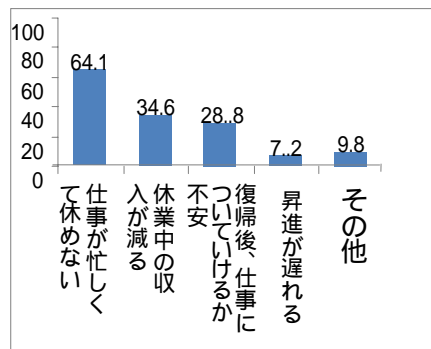
育児休暇については、女性職員の取得率は高いが、男性職員は約2/3が取得したいと思っているものの実際取得した人は5%程度と、理想と現実のギャップがあることが分かりました。しかし、男性職員が育児休暇を取得することについては、約8割の人が良いと思っていることも分かりました。休暇が取得できない理由のトップである「仕事が忙しい」状況を改善する取り組みが、男性職員の育児休暇取得のカギとなりそうです。

家族の介護が必要になったとき、女性職員の約2割が仕事を辞めることを考えていることが分かりました。10年後には団塊の世代が後期高齢者となる

大介護時代が来るといわれる中で、親が要介護となる可能性の高い40代～50代のベテラン職員の離職による人材の損失を防ぐためにも、育児と仕事の両立と同様に、介護と仕事の両立支援が今後の大きな課題として見えてきました。

\*\*\*この調査の報告書は、近日はもりあHPにアップします。\*\*\*

育休を利用したいがむずかしいと思う理由



## 6月23日から29日は「男女共同参画週間」です



国では、男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な啓発活動を行っています。

### 平成24年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズが決定！

内閣府では、「男女共同参画による日本再生」を分かりやすくアピールするキャッチフレーズを募集し、応募総数2,921点の中から、

**「あなたがいる わたしがいる 未来がある」**

に決定しました。人口減少・高齢化が進む中で、東日本大震災からの復旧・復興、経済の再生等さまざまな課題の解決に向けて、男性と女性が共に社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することが求められています。

市では、この週間にあわせた啓発事業として、県内の5つの男女共同参画センターと19の市町と連携し、映画祭を開催します。

映画を通して、男女共同参画について考えてみませんか？

上映映画「**レオニー**」(日時)7月1日(日)13時30分から  
(場所)四日市市文化会館 第2ホール  
映画のお問い合わせは、はもりあ四日市(電話354-8331)まで



# 相談室 から

## 電話相談ボランティアによる 女性のための夜間電話相談

6月  
から  
始  
ま  
り  
ま  
す

昼間はなかなか電話がかけられない・・・そんな、あなたへ  
1人で悩んでいないで、話をしてみませんか。



夫婦関係や子育て、地域や職場での人間関係など、なんでも結構です。  
お気軽にお電話ください。

相談電話 059 - 354 - 8335

市内に在住、または通勤、通学する女性が対象です。  
電話相談ボランティアがお聴きします。(おひとり30分程度)  
相談内容は、何でもかまいません。  
相談は無料です。  
秘密は厳守します。

《相談日時》

毎月第4水曜日

18:30~20:30

6月は27日です

電話相談ボランティアとは・・・

はもりあ四日市が、1998年から2年間行った電話相談ボランティア養成講座の修了生で、2000年6月からボランティアとして「はもりあ四日市」で活動しています。毎年電話相談員研修への参加や自主研修を行い、資質の向上に努めています。

### 今月のおすすめ本

今月は、性(生物学的性差)と、「男らしさ、女らしさ」という社会的につくられた性差(ジェンダー)について語られている一冊を紹介します。

この本は「はもりあ四日市」で貸出中です。



#### 『母から娘へジェンダーの話をしよう』 コン・インスク著

韓国の大学で女性学を教える筆者が、15歳の愛娘ソニに語りかけるかたちで、わかり易く書かれています。

筆者は、身体も心も大きく変化する思春期に、男女平等意識を持ち、「女はこうでなければならない、男はこうでなければならない」という考えを捨てることのできたら、気負わずに自分を見つめることができるだろう。若者たちに、自由な開かれた心で自分と人とをありのままに受け入れて欲しい。」と語っています。韓国では小中学生を持つ母親たちに注目され、男女の性と性差について真正面から向き合っただけで子どもたちと話し合うテキストとして使われています。

日本と韓国の国柄の違いはあるものの、共感するところがたくさんあり、今話題の韓国映画やテレビドラマの台詞の中から、ジェンダーについて問いかけているところも、身近な問題として受け入れやすくなっています。

今月のキーワード

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を実現するための基本的考え、国や地方公共団体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。前文において、男女共同参画社会の実現を「21世紀の日本社会を決定する最重要課題」と位置付け、日本で17番目の「基本法」(国の重要な方針を定めた法律)として制定されました。

男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任担うべき社会」と定義づけ、その形成のための基本理念として、次の5つを掲げています。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度または慣行についての配慮
- (3) 政策などの立案および決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

6月23日からの「男女共同参画週間」は、この基本法が施行された日(1999年6月23日)を記念し、この法律の主旨を広く国民に知ってもらおうと設けられたものです。



